

611.82
N9554n3



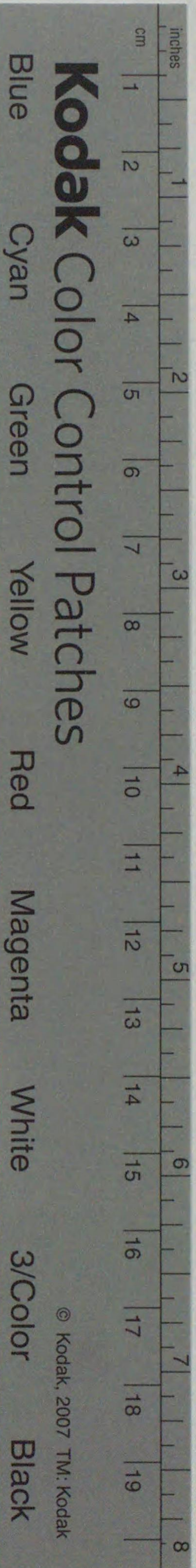
00118520

十五年十二月

農家生活並に農業生産力に関する資料

— 農業適正規模調査資料第三輯 —

農林省經濟更生部



Kodak Color Control Patches

Blue

Cyan

Green

Yellow

Red

Magenta

White

3/Color

Black

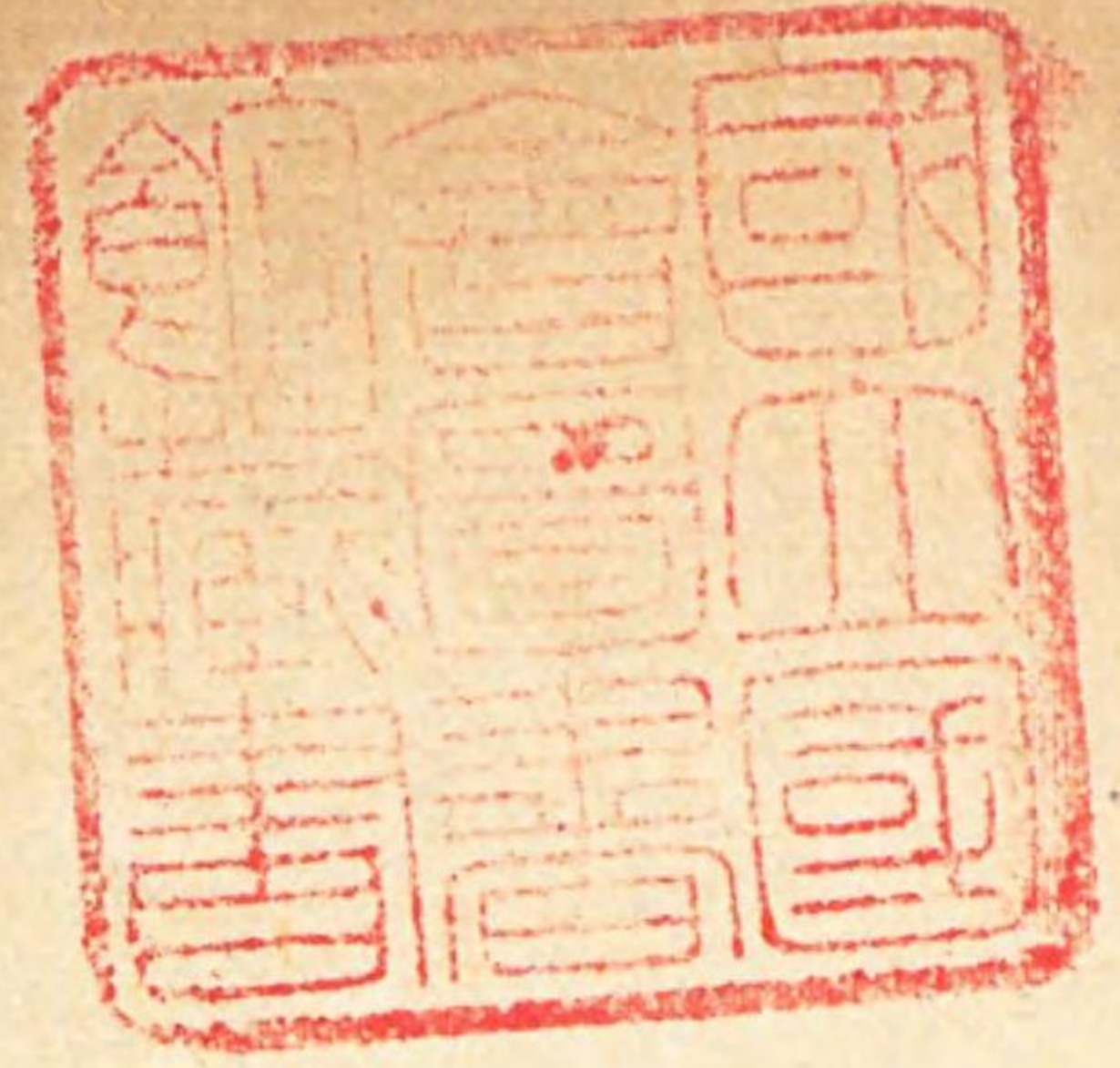
© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



~~611.82~~
~~N9554m3~~

611.82
N9554m3

例
言

本資料は農業適正規模調査に關する參考に資せんが爲主として農家の生活及農業生産力に關係を持つ資料を集録し第三輯として印刷に附したものである。

118520

目次

一、生活に關する資料……………

二、安定農家適正規模に關する一指標……………

——農家經濟調査の累年比較より觀た——

三、生産力に關する資料……………

一、生活に関する資料

目次

まへがき

結果の概要

一、全生活費

二、第一生活費及第二生活費

三、飲食費

四、教育費、慰安娛樂費及保健衛生費

五、生活内容制約諸要因

(一) 場所的、慣習的生活様式に起因する生活費

(二) 世帯

(三) 所得

(四) 物價及自給現物評價

比較表

第一表 調査客體の外貌

第二表 一世帯當生活費比較表 (1) 實數

第三表 一世帯當生活費比較表 (2) 割合

第四表 世帯員一人當生活費比較表

第五表 消費單位一人當生活費比較表

まへがき

農家は形式的には企業家的經營收益を主たる生活源泉として生活を営むものであるが、其の實質的内容は家族の勤勞收入である。此の意味で農家の生活を賃銀労働者、給料生活者等所謂勤勞階層と比較することは一應妥當と考へる。

以下農家及賃銀労働者、給料生活者の生活内容を、最もよく代表すると考へられる各々の家計費により比較検討し農家の適正生活決定の資とする。

(一) 本比較は継続的記帳調査による農林省農家經濟調査及内閣統計局家計調査を基礎とした。

(二) 比較の對象たる収入階層は國民的生活水準を基礎とすべく力めてゐる内閣統計局全國指數作成に於て採用してゐる階級(一世帯一ヶ月實收入八〇圓——九〇圓を中心とし上下共一〇圓宛二階級を設けてゐる)を參酌し一ヶ月當實收入五〇圓以上一〇〇圓以下の階級とした。農家に就ては全國農家一戸當平均經營規模(一町八畝)に比較し第一種は幾分大きく第二種は稍小さい。

(三) 消費生活なるものは生活資料の消費によつて營まれる。従つて生活内容を比較するには生活資料消費量を以てするを妥當とするが、このことは相當困難である。従つて生活資料を貨幣によつて代表された家計費によつて比較することとした。

(四) 併し乍ら生活資料を價格に見積つた生活費額は比較の時、場所、現物評價方法等によつて異り特に物價變動の影響を受ける。

本比較に於ては右諸要因の條件を可及的等しくすべく心掛つ、便宜上生活費額を以て生活内容の比較とした。

(五) 比較の時は農家に付ては昭和九年三月より昭和十四年二月に至る五ヶ年間の平均を、労働者に付ては昭和九年九月より昭和十四年八月に至る五ヶ年間の平均を算出し比較した。これによつて物價指數の變化による影響を可及的少くすることに努めた。

(六) 本比較に於ては生活費を第一生活費(主として生存の爲の費用)と第二生活費(主として文化費)とに分析して比較し、更に第一生活費及第二生活費を通じて最も純粹な部分即ち生存費中の生存費と目せられる飲食費及文化費中の文化費と目せらるゝ教育、修養、慰安娛樂、衛生の諸費目を摘出し比較した。

(七) 本比較に算出されたる五ヶ年間平均生活費なるものは極めて抽象化されたものであり、現實的には各年度、各地域に基き更に生活費指數、物價指數等社會的、經濟的諸要件を考慮補正するを要する。

結果の概要

一、全生活費

世帯の生活費は世帯の大きさによつて異なる。従つて世帯員の消費單位一人當生活費を調査階層の平均に付て見れば、

第二種農家	一四〇・三三
第一種農家	一四六・六六
労働者	二六六・一一

給料生活者

二八二・六二

で農家は極めて低額であり、その労働者に對する割合は、五二%——五五%で、労働者の約半分程度である。

此の差を生ずる原因は一面に於いては労働者、給料生活者の住居費(一人當労働者四〇圓——四五圓、給料者四五圓——四九圓、農家五圓——七圓)その他交通費が多いこと並に農家の生活費の四五%が現物支出で、之を庭先相場で換算したこと等に原因するが、これ等を考慮に入れても如何に農家の生産費が労働者、給料生活者に比して低いかと云ふことを知り得る。農家の階層に於ては、小作農最も少く、自小作農之に次ぎ、小作、自小作間に於ては、第二種は第一種より少額である。農家中で最も多きは自作農(一五四圓——一五九圓)であるが、これとても労働者の最下級(二二五圓)にも及ばない状態である。

二、第一生活費及第二生活費

第一生活費は、主として生理的生活の爲に必要な費用であり、第二生活費は人間的生活に必要な費用である。

	第一生活費		第二生活費	
	消費單位一人當	労働者ニ對スル割合 %	消費單位一人當	労働者ニ對スル割合 %
第二種農家	九六・四七	五三・六〇	三四・八二	五〇・八六
第一種農家	九八・一〇	五四・五一	四八・五〇	五六・二九
労働者	一七九・九六	一〇〇・〇〇	八六・一五	一〇〇・〇〇
給料生活者	一七九・七二	九九・八六	一〇二・九三	一一九・四七

右の如く農家は、第一及第二生活費を通じて、労働者及給料生活者の略半分程度の生活内容を、享受してゐるに過ぎない。

三、飲食費

飲食費の平均は次の如くである。

	消費單位一人當	労働者ニ對スル割合	全生活費ニ對スル割合
第二種農家	六六・八九	七一・二五%	四七・九七%
第一種農家	六七・九五	七二・二八%	四六・五七%
労働者	九四・〇〇	一〇〇・〇〇%	三三・四七%
給料生活者	九〇・四九	九六・二六%	三二・一一%

最も弾力性の乏しい飲食費に於てさへ農家は労働者の水準に比べ七一—七二%に過ぎない。

このことは農家經濟の特異性（現物經濟と現金經濟が混同し自給現物が庭先相場で評價されてゐる）による點も多少はあるが、更に根源的には飲食費中副食費の僅少に依據することが多大である（表一参照）。

農村に於ける副食物（特に蛋白質）補給の不足は、農民榮養不良の原因となり、農民の過勞と共に農村に於ける體位低下、乳幼兒死亡率増加の根本的原因と看做されてゐる。（食糧報國聯盟榮養委員會に於ては農業労働力再生産の爲には農夫男一人一日三、〇〇〇カロリー、蛋白九〇瓦を要すると決定した。（一五・二・二五）

飲食費の全生活費に對する割合も又極めて高率であり、殊に第二種の小作農に於ては五一%と云ふ驚くべき貧困さを

示し、エンゲルの鐵則の妥當性を如實に物語つてゐる。

この關係は更に弾力性に乏しい主食物費の全生活費に對する割合に付て見れば一層明かとならう。（表一参照）

註 エンゲルの法則

（一） 家族の所得が大なる程家計費總支出中飲食物費の割合益々小となる。

（二） 所得の大小に拘らず住居費、光熱費及被服費の割合は常に略同一である。

（三） 所得の大なる程其の他の費用（主として文化費）の割合は愈々大となる。

以上の問題から、エレンスト、エンゲルは食物費が總生活費中に占むる割合によつて、一般國民の貧困程度を測定することが出来ると發表した。

表一 所得階級別飲食費の全生活費に對する割合比較表

所得階級	主食物費		副食物費	
	農業者	労働者	農業者	労働者
所得階級	七二〇圓以下	九六〇圓以下	一、二〇〇圓以下	一、四四〇圓以下
農業者	三〇・九%	三一・二%	二七・九%	二七・三%
労働者	二四・一%	二〇・三%	一七・五%	一五・三%
給料生活者	二〇・四%	一五・九%	一四・一%	一一・一%
農業者	一四・五%	一五・〇%	一四・〇%	一三・七%
労働者	一八・八%	一七・四%	一七・〇%	一六・一%
給料生活者	一七・二%	一六・一%	一六・三%	一六・三%
主食物費	一、六八〇圓以下	一、九二〇圓以下	二、一六〇圓以下	二、四〇〇圓以下
農業者	二六・〇%	二六・〇%	二三・五%	二三・三%
労働者	一四・二%	一四・二%	一一・二%	一一・二%
給料生活者	一一・五%	一一・五%	一〇・五%	一〇・二%
農業者	一三・二%	一三・二%	一二・四%	一一・五%
労働者	一五・八%	一五・八%	一五・七%	一五・〇%
給料生活者	一五・七%	一五・七%	一五・二%	一五・〇%
副食物費	一、六八〇圓以下	一、九二〇圓以下	二、一六〇圓以下	二、四〇〇圓以下
農業者	二六・〇%	二六・〇%	二三・五%	二三・三%
労働者	一四・二%	一四・二%	一一・二%	一一・二%
給料生活者	一一・五%	一一・五%	一〇・五%	一〇・二%
農業者	一三・二%	一三・二%	一二・四%	一一・五%
労働者	一五・八%	一五・八%	一五・七%	一五・〇%
給料生活者	一五・七%	一五・七%	一五・二%	一五・〇%

嗜好品費	内閣統計局家計調査(自大正十五年九月至昭和二年八月)ニヨル							
	農業者	労働者	給料生活者	第二種農家	第一種農家	労働者	給料生活者	農業者
嗜好品費	四・八	七・三	五・七	四・七	七・二	五・九	六・二	六・四
労働者	四・七	七・四	六・二	四・三	六・七	六・二	六・三	六・〇
給料生活者	四・七	六・四	六・二	四・〇	六・八	六・二	六・三	六・〇
第二種農家	四・三	六・七	六・二	四・〇	六・八	六・二	六・三	六・〇
第一種農家	四・四	七・三	六・三	四・四	七・三	六・三	六・三	六・〇
労働者	四・七	六・九	六・〇	四・七	六・九	六・〇	六・〇	六・〇
給料生活者	三・九	六・八	六・〇	三・九	六・八	六・〇	六・〇	六・〇
農業者	四・六	七・一	六・〇	四・六	七・一	六・〇	六・〇	六・〇

四、教育費、慰安娯樂費及保健衛生費

文化費中の文化と目せられる教育費、慰安娯樂費及保健衛生費を抽出して見れば

(一) 教育費

教育費	全生活費ニ對スル割合			消費單位一人當			労働者ニ對スル割合		
	第二種農家	第一種農家	労働者	第二種農家	第一種農家	労働者	第二種農家	第一種農家	労働者
教育費	一・七四	一・九八	一・三七	二・四五	二・九一	三・六七	六六・七五	七九・二九	一〇〇・〇〇
労働者	一・七四	一・九八	一・三七	二・四五	二・九一	三・六七	六六・七五	七九・二九	一〇〇・〇〇
給料生活者	一・七四	一・九八	一・三七	二・四五	二・九一	三・六七	六六・七五	七九・二九	一〇〇・〇〇
第二種農家	一・七四	一・九八	一・三七	二・四五	二・九一	三・六七	六六・七五	七九・二九	一〇〇・〇〇
第一種農家	一・七四	一・九八	一・三七	二・四五	二・九一	三・六七	六六・七五	七九・二九	一〇〇・〇〇
労働者	一・七四	一・九八	一・三七	二・四五	二・九一	三・六七	六六・七五	七九・二九	一〇〇・〇〇
給料生活者	一・七四	一・九八	一・三七	二・四五	二・九一	三・六七	六六・七五	七九・二九	一〇〇・〇〇

教育費の全生活中に占むる割合は農家に於て比較的大なるを見る。これは義務教育制度に基く教育費の弾力性比較的乏しきこと、農家に兒數多きこと、に依る。従つて一人當に付て見れば労働者及給料生活者に比し劣額にあることを知る。

(二) 慰安娯樂費及保健衛生費

修養、慰安娯樂及休養の問題は屢々生産と遊離して考へられ、輕視されるが、實は労働の再生産と密接な關聯を有するものである。適當なる休養、慰安の伴はざる歡喜なき労働強化は過勞を増大し生産力の低下を結果する。この意味に於て慰安娯樂費は重要な費目である。

慰安娯樂費	全生活ニ對スル割合			消費單位一人當			労働者ニ對スル割合		
	第二種農家	第一種農家	労働者	第二種農家	第一種農家	労働者	第二種農家	第一種農家	労働者
慰安娯樂費	一・四六	一・七二	五・二一	二・〇五	二・五二	一三・八〇	一四・八五	一八・二六	一〇〇・〇〇
労働者	一・四六	一・七二	五・二一	二・〇五	二・五二	一三・八〇	一四・八五	一八・二六	一〇〇・〇〇
給料生活者	一・四六	一・七二	五・二一	二・〇五	二・五二	一三・八〇	一四・八五	一八・二六	一〇〇・〇〇
第二種農家	一・四六	一・七二	五・二一	二・〇五	二・五二	一三・八〇	一四・八五	一八・二六	一〇〇・〇〇
第一種農家	一・四六	一・七二	五・二一	二・〇五	二・五二	一三・八〇	一四・八五	一八・二六	一〇〇・〇〇
労働者	一・四六	一・七二	五・二一	二・〇五	二・五二	一三・八〇	一四・八五	一八・二六	一〇〇・〇〇
給料生活者	一・四六	一・七二	五・二一	二・〇五	二・五二	一三・八〇	一四・八五	一八・二六	一〇〇・〇〇

保健衛生費も又生命の存續と労働の再生産に關聯を有する費目である。

保健衛生費	全生活費ニ對スル割合			消費單位一人當			労働者ニ對スル割合		
	第二種農家	第一種農家	労働者	第二種農家	第一種農家	労働者	第二種農家	第一種農家	労働者
保健衛生費	三・七一	四・〇八	六・六九	五・三七	六・二〇	一七・九八	二九・三六	三四・四八	一〇〇・〇〇
労働者	三・七一	四・〇八	六・六九	五・三七	六・二〇	一七・九八	二九・三六	三四・四八	一〇〇・〇〇
給料生活者	三・七一	四・〇八	六・六九	五・三七	六・二〇	一七・九八	二九・三六	三四・四八	一〇〇・〇〇
第二種農家	三・七一	四・〇八	六・六九	五・三七	六・二〇	一七・九八	二九・三六	三四・四八	一〇〇・〇〇
第一種農家	三・七一	四・〇八	六・六九	五・三七	六・二〇	一七・九八	二九・三六	三四・四八	一〇〇・〇〇
労働者	三・七一	四・〇八	六・六九	五・三七	六・二〇	一七・九八	二九・三六	三四・四八	一〇〇・〇〇
給料生活者	三・七一	四・〇八	六・六九	五・三七	六・二〇	一七・九八	二九・三六	三四・四八	一〇〇・〇〇

右の如く農家の文化費は他の費目に較べて特に貧弱であり、労働者に較ぶれば慰安娯樂費に於て一四——一八%保健

衛生費に於て二九——三四%と云ふ文化生活の低位性を示してゐる。
五、生活内容制約諸因

以上農家と労働者及給料生活者の生活水準の比較に於て、農民は労働者に對し五二——五五%程度の生活内容を享受してゐるに過ぎないことを知つた。

而して國民生活は、世帯を生活の單位とし、収入を生活の源泉として、營まれるものであり、具體的には場所的、慣習的生活様式の下に世帯の大きさと、収入の大きさととの綜合に依つて、時間的には生活資料物價の支配下に夫れ々々異つた生活水準を與へられるものである。従つて適正生活のデザインに於ては右の水準生活の内容を之等の生活内容制約諸要因に依つて補正するを要する。

(一) 場所的、慣習的生活様式に起因する生活費

場所的には先づ都會と農村とが考へられ、農村内部に於ても地域的生活様式の相異が考へられる。
而して之に關聯を持つのは主として住居費、交通費等である。

(二) 世帯

農家世帯は、労働者及給料生活者に較べ一般に大である。世帯員の消費能力換算に於ては、労働者の平均三・〇三人に對し第二種農家一・四倍、第一種農家一・八倍である。而して農業經營規模は世帯の大きさに對し相關關係を持つ。このことは適正規模計算上留意すべき點である。他面世帯の擴大するに従つて、生活資料の共同利用、大量購

入等によつて一人當生活費は合理化され低下する。(表二及第五表參照)
即ち國民經濟上よりは大世界主義を有利とする所以である。

表二 世帯員數別農家生活費比較表

調査農家數	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人世帯	七人世帯	八人以上世帯
世帯員數	二・〇四	三・〇八	四・〇七	四・九八	六・〇四	六・九七	八・四三
消費者單位數	一・三三	二・七四	三・四四	四・一五	四・八三	五・四四	六・三六
所得額	六五・二六	八〇・七三	八七・八〇	一、三三・〇〇	一、二九・三六	一、三〇・六六	一、三九・六八
一世帯當	三三・一八	二九・〇〇	二四・八〇	二六・三三	二一・八・三六	一、三〇・八〇	一、三七・三六
一世帯員一人當	三三・一八	二九・〇〇	二四・八〇	二六・三三	二一・八・三六	一、三〇・八〇	一、三七・三六
消費單位一人當	三三・一八	二九・〇〇	二四・八〇	二六・三三	二一・八・三六	一、三〇・八〇	一、三七・三六

(イ) 内閣統計局家計調査(自大正十五年九月至昭和二年八月)による。

五人世帯以下の階級に於ては世帯員一人の増加に従つて一三〇——一六〇圓増加するのに對し五人以上世帯に於ては六六——一一八圓の増加に過ぎない。

(三) 所得

生活の源泉である所得に於ては、農家の農業所得と労働者及給料生活者の勤勞所得との間に、性格上の差異を有することに留意を要する。即ち労働者及給料生活者の勤勞所得は、全部生活費源泉たる適格を有するのである

が、農業所得は形式上は好むと好まざるとに拘らず農企業収益であり、その中には農業再生産及天災、不作等の危険に對する補填費を内包するものである。従つてその剩餘が生活費たる性質を有するのである。農業所得の全部を生活費に充當する場合には農業經營の經營は負債による外なく、その結果は高率利子の重壓下に農業所得は益々壓縮され遂には所得の源泉を枯渇し、經營の破綻となる。(この農家經濟の特異性に因る經營經濟の家計經營壓迫は表一によつても窺はれる)従つて農家の適正經營規模なるものは適正生活費並に農業再生産及災害、不作補填費等を賄ひ得るものたるを要する。

農業所得と生活費の關係を見れば、第二種農家は全部赤字である。このことは一町以下の經營規模農家に於ては、現在の如き低位生活水準に於ても農業所得を以て、生活し得ざることを示してゐる。従つて小作農の如きは四六%を農業外所得に依存してゐるのである。

一町四反餘を有する第一種農家に於ても小作農は赤字であり、自作農及自小作農とても再生産費を考慮する場合は猶安定たり得ないことは次によつても知られる。

種	耕作面積		農業所得	生活費	差引	反當再生産費、 不作補填費
	自作農	小作農				
第一種	一四・一	一四・九	六六五・四一	七二五・〇五	(一)五九・六四	一圓
第二種	一四・九	一五・七	八三四・〇四	八二三・三六	・六八	〇・〇四
第三種	一五・七	一五・七	九五九・七二	八八〇・九九	七八・七三	五・〇一

以上は昭和九年以後の調査であるが、之を産業恐慌期の昭和五、六年に付て見れば我國小規模農家の不安定性を更に明に知ることが出来る。

(四) 物價及自給現物評價

生活源泉たる収入は物價との關係に於て、はじめて具體化する。而して物價は場所的、時間的に差異を生ずるのみならず生活各資料間に於ける價格變動率は必ずしも一様ではない。

更に又農家生活費中には相當額の自給現物を含む。従つて生活費の比較には現物評價の補正と物價變動による補正とを要する。物價及之に關聯する最近の各種指數は次の如くである。

年	物價指數					生活費指數							
	總指數	飲食費	住居費	光熱費	被服費	文化費	賃銀指數	總指數	飲食費	住居費	光熱費	被服費	文化費
昭和七年	七九・七	一六四・〇	一三六・二	二四一・〇	一五九・六	二〇・九	一七八・七	六					
昭和八年	八七・一	一六八・三	一四二・二	二二六・三	一七一・一	一三九・二	一七九・七	七					
昭和九年	八八・八	一七四・一	一五・八	二二九・九	一八〇・九	一四七・一	一八〇・二	七					
昭和十年	九〇・五	一八〇・五	一六五・七	二二九・二	一七八・三	一四九・八	一八二・二	六					
昭和十一年	九四・八	一八四・九	一七二・八	二二八	一八三・一	一五一・一	一八三・四	七					
昭和十二年	一〇四・三	一九三・八	一八〇・八	二二二・二	一九三・二	一六八・一	一九九・〇	一〇〇					
昭和十三年	一〇七・一	二〇七・一	一九三・四	二二六	二二五・三	二〇三・六	一九八・五	一					

(備考) (イ) 物價指數ハ商工省五大分類別小賣物價指數ニヨル。||昭和四年十二月十六日||一〇〇

(ロ) 生活費指數ハ朝日新聞社調査ニヨル。||大正三年||一〇〇

(ハ) 賃銀指數ハ内閣統計局調査工場労働者平均賃銀指數ニヨル。||昭和二年||一〇〇

比較表

第一表 調査客體の外貌

調査戸數	經營規模	世帯員數	世帯員ノ消費單位	總所得(A)	農業所得(B)	B/A	反當農業所得
2613	9.0	5.3	4.3	594.8	320.1	5.8	39.5
313	10.3	5.9	4.3	73.5	58.1	7.4	6.3
1713	10.3	5.5	4.0	84.5	63.2	7.4	6.3
1616	14.1	7.5	5.0	86.8	65.4	7.7	4.7
617	14.9	6.7	5.0	108.5	84.0	8.1	5.7
516	15.7	6.0	5.4	106.0	99.7	8.3	6.2
216	3.5	2.8	2.8	67.5	63.3	9.0	—
618	4.2	2.9	2.9	78.4	73.8	9.4	—
1419	4.3	3.0	3.0	90.2	84.3	9.6	—
1751	4.8	3.2	3.2	101.5	95.0	9.9	—
1751	4.4	3.6	3.6	138.9	108.7	12.1	—
317	3.5	2.8	2.8	65.5	67.5	9.4	—
714	3.5	2.8	2.8	79.8	74.4	9.5	—
1818	3.3	2.7	2.7	96.2	88.3	9.5	—

均平者活

九〇圓同	一〇〇圓同	第一種農家	第二種農家
701.3	1011.8	9.8	5.8
—	—	14.9	6.7
—	—	4.7	3.0
—	—	3.8	3.4
—	—	90.2	84.2
—	—	82.7	77.5
—	—	9.7	9.1
—	—	—	—

備考 (一) 勞働者及給料生活者ノ収入階級ハ一ヶ年ノ實収入(勤勞收入及勤勞外收入)ノ總額ヲ十二分シテ一ヶ月ノ平均實収入ヲ算出シ之ニ依ツテ區分シタモノデアル。

(二) (A)總所得ハ農家ニ付テハ農業所得、兼業所得及家事所得ノ總體デアル。勞働者及給料生活者ニ付テハ勤勞所得及勤勞外收入(例ヘバ財産收入、受贈等)ノ總體即チ實収入デアル。

(三) (B)農業所得及勤勞所得トハ農家ニ付テハ農業所得ヲ勞働者及給料生活者ニ付テハ勤勞所得ヲ記シタ。

第二表 一世帯當生活費比較表實數(一)實數

農		家		全生活費	生活費	飲食費	生活費	教育費	慰安娛樂費	衛生費
種一第	種二第	種一第	種二第							
自作	自作	自作	自作	535.5	333.6	275.1	159.9	77.4	62.0	77.4
小作	自作	自作	自作	581.5	405.8	279.6	175.7	108.6	81.3	236.6
自作	自作	自作	自作	699.0	499.2	297.6	199.8	115.5	118.0	376.3
自作	自作	自作	自作	750.5	501.7	367.6	231.0	110.7	108.0	410.7
自作	自作	自作	自作	833.6	559.7	377.7	249.9	152.5	128.5	481.5
自作	自作	自作	自作	880.9	599.4	385.4	261.5	162.2	189.9	535.3

給料生	者 働 勞		家 農					全生 活費	第一 生活費	飲食費	第二 生活費	教育費	慰安 娛樂費	衛生費
	給料生	者	種一第			種二第								
			自 作	自 小作	小 作	自 作	自 小作							
八〇圓同	七〇圓未滿	五〇一六〇圓	五〇一六〇圓	七〇圓未滿	八〇圓同	九〇圓同	一〇〇圓同	100	六〇・四八	三三・四	三三・四〇	一一・五	六・二二	六・六九
七〇圓未滿	五〇一六〇圓	一〇〇圓同	九〇圓同	八〇圓同	七〇圓未滿	五〇一六〇圓	100	六〇・二〇	三三・六	三三・七〇	一一・六八	四・九	七・四一	
五〇一六〇圓	一〇〇圓同	九〇圓同	八〇圓同	七〇圓未滿	五〇一六〇圓	一〇〇圓同	100	六一・二	三三・〇一	三三・七〇	〇・九三	五・〇一	五・〇七	
一〇〇圓同	九〇圓同	八〇圓同	七〇圓未滿	五〇一六〇圓	一〇〇圓同	九〇圓同	100	六三・八	三三・六	三三・〇	一・七五	五・九〇	七・三一	
九〇圓同	八〇圓同	七〇圓未滿	五〇一六〇圓	一〇〇圓同	九〇圓同	八〇圓同	100	六四・三	三三・三	三三・〇	一・六八	五・五七	七・〇〇	
八〇圓同	七〇圓未滿	五〇一六〇圓	一〇〇圓同	九〇圓同	八〇圓同	七〇圓未滿	100	六六・九七	三三・四	三三・〇〇	一・〇六	五・三六	七・〇一	
七〇圓未滿	五〇一六〇圓	一〇〇圓同	九〇圓同	八〇圓同	七〇圓未滿	五〇一六〇圓	100	七三・四	三三・三	二六・〇〇	一・三三	四・六九	六・三三	
五〇一六〇圓	一〇〇圓同	九〇圓同	八〇圓同	七〇圓未滿	五〇一六〇圓	一〇〇圓同	100	七三・三	三三・三	二八・〇〇	〇・九五	四・一〇	五・八六	
一〇〇圓同	九〇圓同	八〇圓同	七〇圓未滿	五〇一六〇圓	一〇〇圓同	九〇圓同	100	六四・六三	四三・七五	三三・六	二・四〇	二・〇九	四・八一	
九〇圓同	八〇圓同	七〇圓未滿	五〇一六〇圓	一〇〇圓同	九〇圓同	八〇圓同	100	六七・〇九	四三・二	三三・九〇	一・八二	一・五四	五・七七	
八〇圓同	七〇圓未滿	五〇一六〇圓	一〇〇圓同	九〇圓同	八〇圓同	七〇圓未滿	100	六九・三七	四三・七〇	三三・六二	一・六	一・四九	一・六六	
七〇圓未滿	五〇一六〇圓	一〇〇圓同	九〇圓同	八〇圓同	七〇圓未滿	五〇一六〇圓	100	六五・六四	四四・八	三四・三〇	一・八七	一・六	五・六二	
五〇一六〇圓	一〇〇圓同	九〇圓同	八〇圓同	七〇圓未滿	五〇一六〇圓	一〇〇圓同	100	六九・七	四四・七	三四・〇	一・八六	一・三九	四・〇〇	
一〇〇圓同	九〇圓同	八〇圓同	七〇圓未滿	五〇一六〇圓	一〇〇圓同	九〇圓同	100	七二・六九	五二・三六	二八・三三	一・九	一・一五	一・四四	
九〇圓同	八〇圓同	七〇圓未滿	五〇一六〇圓	一〇〇圓同	九〇圓同	八〇圓同	100	七二・六九	五二・三六	二八・三三	一・九	一・一五	一・四四	

第三表 一世帯當生活費比較表(2) 割合

備考	均 平		者 活 生 料 給					者 働 勞						
	給料生活者	勞働者	第一種農家	第二種農家	一〇〇圓同	九〇圓同	八〇圓同	七〇圓未滿	五〇一六〇圓	一〇〇圓同	九〇圓同	八〇圓同	七〇圓未滿	五〇一六〇圓
(一) 第一生活費ハ飲食費、住居費、衣服費、光熱費、家具什器費ノ總計デアル。	八二・六三	八二・六三	八二・一〇	五五・四	九二・八六	九二・五三	八八・六〇	七五・〇七	六〇・〇一	九四・六六	八九・六	八一・三三	七〇・四	六三・六四
(二) 第二生活費ハ第一生活費以外ノ生活費ノ總計デアル。	五五・六三	五五・六三	五五・二五	四〇・九七	五五・八六	五五・三八	五七・五九	四三・九七	四六・三三	六二・二七	五八・二九	五三・三五	五二・七四	四四・四七
(三) 飲食費ハ主食費、副食費ヲ含ミ嗜好費ヲ除ク、嗜好費ハ第二生活費ニ屬ス。	二五・九四	二五・九四	二四・七九	二八・八一	二八・六三	二七・六二	二六・五一	二四・四九	二四・八三	三二・七九	二九・八〇	二八・七五	二七・四六	二五・一八
(四) 教育費ニハ文具費ヲ含マズ。	二六・〇	二六・〇	二六・六八	一八・七三	二八・〇〇	二七・八四	二七・〇一	二四・一〇	二四・六八	三六・六九	三二・九九	二七・九七	一八・七四	一八・二七
(五) 慰安娛樂費ニハ修養費及旅行費ヲ含ム。	一一・四	一一・四	一一・一九	一六・一七	一七・三五	一四・二八	九・三	二・四	六・三六	一七・三三	八・六四	八・〇	六・〇〇	三・二二
	四八・五四	四八・五四	四三・二九	一四・〇五	六八・四三	五五・九	四九・五六	三六・七	三三・〇六	五八・二七	五〇・一六	四三・八四	三四・〇五	二七・四
	五二・七〇	五二・七〇	五四・九六	三二・二五	六七・九	六二・五四	五四・二	四四・七	三四・五一	七二・〇三	六三・〇〇	五八・八八	四三・五〇	三七・四

二、安定農家適正規模に関する一指標

— 農家經濟調査の累年比較より觀た —

目次

まへがき

概説

別表

- 第一表 農家概況
- 第二表 農家の總收入
- 第三表 農家の總經費
- 第四表 農家の總收支指數
- 第五表 農家の現金總收入
- 第六表 農家の現金總經費
- 第七表 農家の現金總收支指數
- 第八表 農家の總所得
- 第九表 農家の農業勞働報酬
- 第十表 農家經濟餘剩
- 第十一表 農家經濟の推移

まへがき

農家經濟調査に於ては昭和五年以前の對象農家と昭和六年以後の對象農家とは其の戸數を著しく異にし又其の經濟内容等も稍異なるものがあるため、昭和六年以降の累年比較を採用した。

概説

安定農家適正規模を農業所得を以て生活の安定せる農家の農業經營規模なりと規定する場合、其の農業經營規模を端的に農業經營面積を以て表はすと假定するならば農家經濟調査の累年比較から次のことが謂ひ得られるであらう。

農家の農業所得と家計費とを比較對照して觀るならば別表數字の示す如く農業恐慌の影響著しき昭和六年度に於ては自作農、自作兼小作農、小作農の三階級とも其の農業所得は家計費を支辨するに遙かに足りない。所謂好況の昭和十一、十二、十三年度に至るに従つて農業所得、家計費兩者とも遞増し農業所得は家計費を支辨して猶餘りあるものになるに至つて居ることを容易に觀取し得る。

今農家經濟が農業恐慌の昭和六年度に於て、農家が略同一の一般的農業經營條件の下に於て果して幾何の耕地とそれを經營し得る技能が假りに賦與されて居たならば、農家が其の農業所得を以て同一の家計費を支辨するに充分であり得たかを計算するならば、自作農では其の耕作面積の二・九割増の約一町七反、自作兼小作農では其の耕作面積の三・七割増の

約一町七反小作農では其の耕作面積の四・九割増の約一町八反で、大體に於て三階級とも約一町七反乃至一町八反の耕地とそれを經營し得る技能が賦與されて居たならば昭和六年度に於ても三階級とも其の農業所得は、夫々の家計費を充分に支辨し得たであらう。昭和五年度の恐慌をも優に克服し得るにはこれよりもつと大なる面積とそれを經營する技能が賦與されて居ることを要することになる。斯様な經營規模と經營技能が與へられて居る農家が、生活の安定を得て居ることは經驗の統計的觀察が既に證明して居るところである。

現下の客觀的諸情勢の下に於て農家の現状の最低限度の社會的絶對的生活水準を許與し、農家の經營竝に經濟が如何なる經營的竝に經濟的惡條件の下に於ても安定する經營規模と經營技能の確立こそ其の究極に於て農家生活を安定向上せしめ、農業生産力及農業労働の社會的價値を昂揚せしむる發展的安定農家適正規模の指標でなければならぬ。

斯る意味に於て安定農家適正規模の問題は農業經營竝に農家經濟に關する技術的問題であると同時に、農業經營竝に農家經濟に關する諸般の政策に關する政策的問題でもある。これらは安定農家適正規模調査の其の後に來るべきものであることを附言する。

別 表

第一表 農家概況

年次	世帯數	農業従業者數		總數	農業用土地面積		其ノ他
		實員數	換能算力		耕作	畑	
昭和八年年度	六・五〇	三・七九	三・〇〇	一三三・二六	八九・二一	四三・〇五	四九・二五
昭和七年年度	六・四四	三・七三	三・〇一	一三〇・〇三	八八・〇八	四一・二五	五一・一〇
昭和八年年度	六・五六	三・八九	三・〇二	一二九・〇五	八六・一八	四二・一七	四七・二七
昭和九年年度	六・四四	三・八〇	三・一二	一三二・一〇	八九・〇五	四三・二五	四三・一二
昭和一〇年度	六・四五	三・六七	二・九三	一三〇・一三	八七・〇七	四三・〇六	四三・二四
昭和一一年度	六・四九	三・七九	三・〇一	一二八・一〇	八六・〇〇	四二・一〇	五四・一六
昭和一二年度	六・五六	三・八六	三・〇五	一三二・〇〇	八七・一三	四四・一七	五六・二五
昭和一三年度	六・四三	三・六二	二・九一	一二五・一一	一〇一・一八	四三・二三	五五・〇九
(自作兼小作農) 昭和八年年度平均	六・三七	三・七三	三・〇〇	一二七・一〇	九〇・一九	三六・二一	二二・一〇
昭和六年年度	六・二六	三・七一	二・八六	一二四・〇四	八七・二五	三六・〇九	二〇・二三
昭和七年度	六・三一	三・七三	二・九〇	一二四・二七	八八・一一	三六・一六	二一・二二

年次	世帯數	實員數	換能算力	總數	農業用土地面積		其ノ他
					耕作	畑	
昭和八年年度	六・三一	三・六一	三・三七	一二四・一七	八八・一八	三五・二九	二五・二六
昭和九年年度	六・四九	三・七七	二・九九	一二六・〇九	九一・〇六	三五・〇三	二五・〇九
昭和一〇年度	六・四六	三・七九	三・〇一	一二九・一六	九二・〇六	三六・一〇	二〇・〇九
昭和一一年度	六・四三	三・七九	二・七八	一二七・〇三	九五・〇三	三六・〇〇	一八・〇〇
昭和一二年度	六・三四	三・六九	二・九一	一二七・二七	八八・〇七	三九・二〇	二二・一〇
昭和一三年度	六・三六	三・七四	二・九四	一二三・〇五	九三・一三	三七・二三	二四・〇八
(小作農) 昭和八年年度平均	六・四七	三・七六	二・九六	一二三・一一	九二・二五	三〇・一六	一一・二〇
昭和六年年度	六・二九	三・八五	三・〇〇	一二九・二六	八八・二二	三一・二四	一一・二二
昭和七年度	六・三〇	三・七〇	二・九五	一二二・一〇	九〇・〇八	三一・〇二	一一・〇七
昭和八年年度	六・四九	三・八〇	二・九六	一二三・二八	九三・一七	三〇・一一	一三・一二
昭和九年年度	六・六〇	三・七六	二・九三	一二五・二〇	九五・二七	二九・二三	一二・二六
昭和一〇年度	六・六七	三・七四	二・九七	一二六・一〇	九四・一一	三一・二九	一三・二三
昭和一一年度	六・四九	三・七六	二・九九	一二四・二一	九五・〇二	二九・一九	一二・〇六
昭和一二年度	六・四六	三・八〇	三・〇一	一二二・〇〇	九一・二七	三〇・〇三	一一・二九
昭和一三年度	六・四七	三・六六	二・九〇	一二二・〇四	九三・一七	二八・一七	一三・〇七

備考 八ヶ年平均ハ昭和六年度ヨリ同一三年度ニ至ル八ヶ年平均デアル。以下同様

第二表 農家の總收入

年次 總收入 農業收入 兼業收入 家事收入

(自作農)

年次	總收入	農業收入	兼業收入	家事收入
八ヶ年平均	一、三二四・八七	一、二二七・九八	一四〇・六九	四六・二〇
昭和六年度	九七〇・三〇	七八九・五三	一三九・四三	四一・三四
七年度	一、〇一九・五二	八五一・二五	一二八・四三	三九・八四
八年度	一、一九五・〇五	一、〇一一・九八	一三七・五一	四五・五六
九年度	一、二二二・二七	一、〇四六・五一	一三七・一四	三八・六二
一〇年度	一、三四五・六九	一、一四七・二八	一四四・二三	五四・一八
一一年度	一、四四一・三四	一、二五〇・三八	一四〇・二二	五〇・七四
一二年度	一、六三九・七六	一、四三八・四一	一四三・五一	五七・八四
一三年度	一、六八五・〇七	一、四八八・四八	一五五・〇七	四一・五二
八ヶ年平均	一、三四六・六三	一、二六二・四三	一四〇・六七	四三・五三
昭和六年度	九〇九・七一	七五三・〇七	一一六・三七	四〇・二七
七年度	一、〇二四・六〇	八六九・九七	一二〇・四九	三四・一四

(自作兼小作農)

年次	總收入	農業收入	兼業收入	家事收入
八年度	一、一六二・〇九	一、〇〇三・八五	一一一・一九	三七・〇五
九年度	一、二一一・八二	一、〇二六・〇六	一三九・六九	四六・〇七
一〇年度	一、三七三・五四	一、一七二・〇七	一三七・二一	四四・二六
一一年度	一、七二八・五五	一、五四六・一二	一三五・五三	四六・九〇
一二年度	一、六〇一・五六	一、三八九・二九	一六六・二七	四六・〇〇
一三年度	一、七六〇・一三	一、五一九・〇〇	一八八・五九	五三・五七

(小作農)

年次	總收入	農業收入	兼業收入	家事收入
八ヶ年平均	一、二四二・七五	一、〇五〇・五九	一四九・九四	四二・二二
昭和六年度	八六七・一八	七一九・〇七	一一四・四八	三三・六三
七年度	一、〇〇〇・四五	八四九・五八	一一二・〇二	二八・八五
八年度	一、一一〇・七八	九四〇・五〇	一三〇・二七	四〇・〇一
九年度	一、一四九・七八	九七四・六四	一三七・四一	三七・七三
一〇年度	一、二八五・八四	一、〇八六・九三	一六一・七四	三七・一七
一一年度	一、三九六・七二	一、一七八・四六	一六五・八四	五二・四一
一二年度	一、五一〇・八八	一、二八六・六一	一七八・一二	四六・一五
一三年度	一、六二〇・三四	一、三六八・九三	一八九・五九	六一・八二

第三表 農家の總經費

年次	總經費	農業經營費	兼業費	家計費	諸負擔
(自作農)					
八ヶ年平均	一、二四六・九九	三〇二・一一	八・〇四	七四七・六六	八九・一八
昭和六年度	九五九・九六	二三五・三五	一二・八三	六一五・五五	九六・二三
七年度	九四八・二九	二三七・九七	四・八二	六一七・三七	八八・一三
八年度	一、〇五〇・九六	二七二・六八	七・五三	六七八・四九	九二・二六
九年度	一、〇六四・六三	二九八・三〇	六・四五	六六四・一一	九五・七七
一〇年度	一、一八五・八二	三一・一五	四・六二	七七八・五〇	九一・五五
一一年度	一、二五三・〇三	三三〇・一九	五・五六	八二四・四七	九二・八二
一二年度	一、三三八・一二	三六四・七七	八・九七	八七八・五四	八五・八四
一三年度	一、三七五・一四	三六六・五一	一三・五三	九二四・二六	七〇・八四
(自作兼小作農)					
八ヶ年平均	一、一七三・七八	四四〇・三四	八・五二	六七四・二七	五〇・六五
昭和六年度	九二〇・七二	三二二・一〇	一〇・九四	五三六・一九	五一・七九
七年度	九五〇・八六	三四五・五四	一〇・三六	五四八・三一	四六・六五

(小作農)

八年度	一、〇三六・九五	三九四・一一	五・五九	五八七・三〇	四九・九五
九年度	一、一三七・二九	四一三・七七	九・四四	六六一・五〇	五二・五八
一〇年度	一、一九一・四五	四四八・八五	四・七四	六八三・九〇	五三・九六
一一年度	一、三二五・九五	五〇二・一七	四・一五	七六〇・〇一	五九・六二
一二年度	一、三四八・七一	五二八・二〇	一二・五二	七五九・九九	四八・〇〇
一三年度	一、四七八・二八	五六七・九六	一〇・四〇	八五六・九六	四二・九六
八ヶ年平均					
昭和六年度	八八八・四一	三九五・一九	一〇・四五	四六三・八七	一八・九〇
七年度	九四九・二六	四四〇・二五	九・三七	四八〇・一〇	一九・五四
八年度	一、〇二〇・三八	四七二・〇三	七・八八	五一九・一一	二一・三六
九年度	一、〇九八・三〇	五一〇・八七	一一・四〇	五五三・六九	二二・三四
一〇年度	一、二二九・四三	五六八・七八	一七・四七	六一九・一三	二四・〇五
一一年度	一、二九五・二一	五八八・五〇	一四・二二	六六七・三七	二五・一二
一二年度	一、三四〇・八七	六一三・一六	一八・五五	六八七・四六	二一・七〇
一三年度	一、四五〇・六八	六五九・二二	一〇・八八	七六〇・六六	一九・九二
八ヶ年平均					
	一、五九〇・〇七	五三一・〇〇	一一・五三	五九三・九二	二一・六二

備考 農業經營費、兼業費及家計費ニハ夫々諸負擔ハ含ムシメテナイ。

第四表 農家の總收支指數

年次	總收入				總經費			
	農業收入	兼業收入	家事收入	總收入	農業經營費	事業費	家計費	諸負擔
昭和六年平均	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
昭和六年度	74	70	99	89	84	78	160	82
昭和七年度	78	75	91	86	83	79	60	83
昭和八年度	91	90	98	99	92	90	94	91
昭和九年度	93	93	97	94	93	99	80	89
昭和一〇年度	102	102	103	107	103	103	57	104
昭和一一年度	110	111	100	110	109	69	110	104
昭和一二年度	125	128	102	125	121	122	118	118
昭和一三年度	128	132	110	130	121	168	124	79
昭和六年平均	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
昭和六年度	68	65	83	93	78	73	128	80

(自作兼小作農)

(小作農)

年次	總收入				總經費			
	農業收入	兼業收入	家事收入	總收入	農業經營費	事業費	家計費	諸負擔
昭和七年平均	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
昭和七年度	70	68	76	80	77	83	78	87
昭和八年度	81	81	81	81	82	75	81	90
昭和九年度	89	90	87	89	88	63	87	99
昭和一〇年度	93	93	92	92	95	91	93	103
昭和一一年度	103	103	108	108	106	139	104	111
昭和一二年度	112	112	111	112	112	113	112	116
昭和一三年度	122	122	119	124	116	148	116	100
昭和七年平均	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
昭和七年度	131	131	134	133	126	122	127	85

備考 指數ハ八ヶ年平均ヲ一〇〇トシタ指數デアル。以下同様。

第五表 農家の現金總收入

年次	現金總收入	農業現金收入	兼業現金收入	家事現金收入
(自作農)				
昭和八年平均	九一四・七四 ^圓	七七三・三三 ^圓	一三三・二九 ^圓	二九・二二 ^圓
昭和六年度	六九三・六〇	五四六・四六	一一一・一九	二五・九五
七年度	六九九・一八	五六二・八九	一一一・二八	二五・〇一
八年度	八八八・九八	七三九・九二	一一〇・四六	二八・六〇
九年度	八一二・八四	六七〇・六四	一一七・九六	二四・二四
一〇年度	九一二・五三	七五五・五一	一一三・〇一	三四・〇一
一一年度	一、〇二五・三七	八七三・七九	一一九・七三	三一・八五
一二年度	一、一二六・一九	九六三・六六	一二三・三四	三九・一九
一三年度	一、一五九・二二	九九三・八二	一四一・三二	二四・〇八
(自作兼小作農)				
昭和八年平均	八一五・五八	六五二・〇七	一三四・三一	二九・二〇
昭和六年度	五九七・二九	四五四・二六	一一六・〇二	二七・〇一
七年度	六一三・〇五	四七八・六八	一一一・四七	二二・九〇

八年度	七五九・五七	六二〇・五七	一一四・一五	二五・八五
九年度	七三三・〇二	五七一・二二	一三〇・九〇	三〇・九〇
一〇年度	八三五・六〇	六七二・九二	一三三・〇〇	二九・六八
一一年度	九四二・五九	七七九・三八	一三一・七五	三一・四六
一二年度	九六八・七一	七七五・一八	一六二・二九	三一・二四
一三年度	一、〇七四・八〇	八六四・三八	一七四・八八	三五・五四

(小作農)	
昭和八年平均	六五五・五九
昭和六年度	四七七・七三
七年度	五二二・五五
八年度	六三七・〇五
九年度	五八二・九〇
一〇年度	六四九・五四
一一年度	七二四・三七
一二年度	七八八・一〇
一三年度	八六二・四六
昭和八年平均	四八一・九二
昭和六年度	三四四・一七
七年度	三八五・三八
八年度	四八四・六六
九年度	四二六・五九
一〇年度	四六七・二五
一一年度	五二八・二六
一二年度	五八四・六二
一三年度	六三四・三八
昭和八年平均	一四四・八〇
昭和六年度	一一〇・五六
七年度	一一七・四四
八年度	一二五・〇三
九年度	一三〇・五一
一〇年度	一五六・八七
一一年度	一七二・〇三
一二年度	一八五・六七
昭和八年平均	二八・八七
昭和六年度	二三・〇〇
七年度	一九・七三
八年度	二七・三六
九年度	二五・八〇
一〇年度	二五・四二
一一年度	三五・八四
一二年度	三一・四三
一三年度	四二・四一

第六表 農家の現金總經費

年次	現金總經費	現金農業經營費	現金兼業費	現金家計費
(自作農)				
八ヶ年平均	七五五・八〇	三三七・九七	一〇・六〇	四二七・二三
昭和六年度	六三七・四八	二五三・九六	一五・三四	三六八・一八
七年度	六一五・二七	二五一・一九	八・六五	三五五・四三
八年度	六九八・九一	二九一・〇七	九・六四	三九八・二〇
九年度	六九二・三二	三一六・四一	九・五四	三六六・三七
一〇年度	七八四・五二	三二四・〇一	八・一四	四五二・三七
一一年度	八三九・六〇	三五七・四三	八・三四	四七三・八三
一二年度	八八八・五〇	三八三・三〇	一二・四五	四九二・七五
一三年度	八八九・八〇	三六六・三八	一二・六九	五一〇・七三
(自作兼小作農)				
八ヶ年平均	六七六・〇七	二九〇・三八	八・七四	三七六・九五
昭和六年度	五四九・二五	二二六・二〇	一一・〇八	三一一・九七
七年度	五二七・二九	二二〇・九四	一〇・〇五	二九六・三〇

(小作農)

八年度	六二五・三六	二七四・九八	五・九六	三四四・四二
九年度	六六二・七一	二七四・五五	九・五五	三七八・六一
一〇年度	六七二・八三	二九四・四五	五・二五	三七三・一三
一一年度	七六九・八一	三三八・二八	五・〇七	四二六・四六
一二年度	七六〇・七三	三三五・一五	一二・三二	四一三・二六
一三年度	八四〇・五九	三五八・四六	一〇・六七	四七一・四六
八ヶ年平均	五七五・五一	二四三・六六	一一・三八	三二〇・四七
昭和六年度	四六〇・四〇	一九一・六五	一〇・二九	二五八・四六
七年度	四六七・〇二	二〇二・一三	八・九四	二五六・六三
八年度	五二六・四〇	二二九・八六	六・三四	二九〇・二〇
九年度	五四七・二八	二四三・六一	九・六五	二九四・〇二
一〇年度	五九七・〇九	二五四・三八	一七・四〇	三二五・三一
一一年度	六四四・一八	二六九・三五	一二・六六	三六二・一七
一二年度	六五四・九二	二六九・七二	一六・三四	三六八・八六
一三年度	七〇六・一〇	二八八・六〇	九・四三	四〇八・〇七

第七表 農家の現金總收支指數

年次	現金總收入				現金總經費			
	總額	農業收入	兼業收入	家事收入	總額	農業經營費	兼業費	家計費
昭和八年平均	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
昭和六年	76	72	99	89	84	80	145	86
七年	76	74	91	86	81	79	82	83
八年	97	97	99	98	92	92	91	83
九年	89	88	96	83	92	90	91	86
一〇年度	100	99	101	117	104	100	77	106
一一年度	112	114	98	109	111	112	79	111
一二年度	123	126	101	135	118	121	77	115
一三年度	127	130	116	137	118	115	120	120
昭和六年平均	73	70	86	92	81	78	127	83
七年度	75	73	83	78	78	76	115	79
八ヶ年平均	100	100	100	100	100	100	100	100
自作兼小作農								

(小作農)

年次	現金總收入				現金總經費			
	總額	農業收入	兼業收入	家事收入	總額	農業經營費	兼業費	家計費
昭和八年平均	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
昭和九年	73	71	76	80	80	79	90	81
七年	80	80	81	68	81	83	79	80
八年	97	101	86	95	91	94	56	91
九年	89	89	90	88	95	100	85	92
一〇年度	99	97	108	88	104	104	152	102
一一年度	110	110	111	124	112	111	111	113
一二年度	120	121	119	109	114	111	144	115
一三年度	132	132	128	147	123	118	83	127
昭和六年平均	100	100	100	100	100	100	100	100
一三年度	132	133	130	122	124	123	122	125
一二年度	119	119	121	107	113	115	141	110
一一年度	116	120	98	108	114	116	58	113
一〇年度	102	103	99	102	100	101	60	99
九年	90	88	97	106	98	95	109	100
八年度	93	95	85	97	92	95	109	91

第八表 農家の總所得

年次	總所得	農業所得	兼業所得	家事收入
(自作農)				
八ヶ年平均	九三〇・六六	七五六・三〇	一二八・一五	四六・二一
昭和六年度	六四一・一四	四七八・二七	一一一・五三	四一・三四
七年度	七〇二・七九	五四四・二二	一一八・七三	三九・八四
八年度	八三八・一五	六六六・七五	一二五・八四	四五・五六
九年度	八三七・四〇	六七三・〇五	一二五・七三	三八・六二
一〇年度	九五三・六八	七六五・二七	一三四・二三	五四・一八
一一年度	一、〇二九・五一	八四八・五八	一三〇・一九	五〇・七四
一二年度	一、一九四・四〇	一、〇〇六・八二	一二九・七四	五七・八四
一三年度	一、二四八・一九	一、〇六七・四七	一三九・二〇	四一・五二
(自作兼小作農)				
八ヶ年平均	八二七・六九	六五三・七三	一三〇・四三	四三・五三
昭和六年度	五三五・一一	三九一・一七	一〇三・六七	四〇・二七
七年度	六三一・七六	四八九・一三	一〇八・四九	三四・一四

年次	總所得	農業所得	兼業所得	家事收入
(小作農)				
八ヶ年平均	六八四・八二	五〇六・三三	一三六・二八	四二・二二
昭和六年度	四四八・九七	三一二・一三	一〇三・一一	三三・六三
七年度	五三七・八六	三九七・四九	一一一・五二	二八・八五
八年度	六一六・七三	四五五・四二	一二一・三〇	四〇・〇一
九年度	六一二・四四	四四九・六三	一二五・〇八	三七・七三
一〇年度	六八三・四四	五〇三・二四	一四三・〇三	三七・一七
一一年度	七七七・〇三	五七四・二六	一五〇・三六	五二・四一
一二年度	八六五・〇三	六六〇・七五	一五八・一三	四六・一五
一三年度	九三七・一八	六九七・六二	一七七・七四	六一・八二
(自作兼小作農)				
八年度	七二三・三三	五七二・二三	一一四・〇五	三七・〇五
九年度	七四七・〇三	五七二・五三	一二八・四三	四六・〇七
一〇年度	八七六・九一	七〇一・七三	一三〇・九二	四四・二六
一一年度	九三三・三三	七五六・九三	一二九・五〇	四六・九〇
一二年度	一、〇二三・八一	八二五・六七	一五二・一四	四六・〇〇
一三年度	一、一五〇・二六	九二〇・四六	一七六・二三	五三・五七

第九表 農家の農業労働報酬

年次	農業所得	純財産ニ對スル利子	農業労働報酬	農業従業者ノ能力換算員數	能力換算農業労働日數	一人當農業労働報酬	一人一日當農業労働報酬
昭和八年平均	七五六・三〇	二八九・三九	四六六・九一	三・〇〇	五二二・五六	一五五・六四	〇・八九
昭和六年度	四七八・二七	二九六・八七	一八一・四〇	三・〇一	五二九・六六	六〇・二七	〇・三四
七年度	五四四・二二	二八一・六九	二六二・五三	二・九五	五二二・〇二	八八・九九	〇・五〇
八年度	六六六・七五	二八二・〇四	三八四・七一	三・〇二	五四二・七二	一二七・三九	〇・七一
九年度	六七三・〇五	二七九・一三	三九三・九二	三・一二	五三五・一九	一二六・二六	〇・七四
一〇年度	七六五・二七	二八七・一〇	四七八・一七	二・九三	五一六・二七	一六三・二〇	〇・九三
一一年度	八四八・五八	二八五・三三	五六三・二五	三・〇一	五二二・二七	一八七・一三	一・〇八
一二年度	一、〇〇六・八二	二九七・八四	七〇八・九八	三・〇五	五一六・七八	二三二・四五	一・三七
一三年度	一、〇六七・四七	三〇五・一六	七六二・三一	二・九一	四九五・五六	二六一・九六	一・五四
八ヶ年平均	六五三・七三	一八三・〇二	四七〇・七一	三・〇〇	五二一・七六	一五七・六六	〇・九〇
昭和六年度	三九一・一七	一九九・九二	一九一・二五	二・八六	五二七・八三	六七・一一	〇・三六
七年度	四八九・一三	一九八・五二	二九〇・六一	二・九〇	五一八・六〇	一〇〇・二一	〇・五〇
八年度	五七二・二三	一九二・八五	三七九・三八	三・三七	五一二・四五	一一二・五六	〇・七四
九年度	五七二・五三	一九六・四一	五七六・一二	二・九九	正一一・三七	一二五・七九	〇・七四
一〇年度	七〇一・七三	二〇〇・六二	五〇一・一一	三・〇一	五二一・〇四	一六六・四八	〇・九六
一一年度	七五六・九三	一六〇・〇〇	五九六・九三	二・九八	五二三・一一	二〇〇・三一	一・一四
一二年度	八二五・六七	一五四・六八	六七〇・九九	二・九一	五一八・三八	二三〇・五八	一・二九
一三年度	九二〇・四六	一六一・一八	七五九・二八	二・九四	五四一・三一	二五八・二六	一・四〇

(自作兼小作農)

年次	農業所得	純財産ニ對スル利子	農業労働報酬	農業従業者ノ能力換算員數	能力換算農業労働日數	一人當農業労働報酬	一人一日當農業労働報酬
昭和八年平均	五〇六・三二	四七・七九	四五八・五三	二・九六	五一一・一一	一五四・九一	〇・九〇
昭和六年度	三一二・一三	四六・一七	二六五・九六	三・〇〇	五三七・九六	八八・六五	〇・四九
七年度	三九七・四九	四四・九七	三五二・五二	二・九五	五五〇・五四	一一九・五〇	〇・六〇
八年度	四五五・四二	四四・〇七	四一一・三五	二・九六	五二六・七六	一三八・九七	〇・七八
九年度	四四九・六三	四五・四七	四〇四・一六	二・九三	四九七・八一	一三七・九四	〇・八一
一〇年度	五〇三・二四	四八・八八	四五四・三六	二・九七	四九四・〇二	一五二・九八	〇・九二
一一年度	五七四・二六	四七・八一	五二六・四五	二・九九	五三四・八三	一七八・八七	〇・九八
一二年度	六六〇・七五	四九・〇〇	六一一・七五	三・〇一	四八五・六八	二〇三・二四	一・二六
一三年度	六九七・六二	五五・九四	六四一・六八	二・九〇	四六一・二七	二二一・二七	一・三九

(小作農)

備考 純財産ニ對スル利率ハ四分トシタ。

第一〇表 農家經濟餘剩

年次	餘剩金額	餘剩アル 戸數ノ割合	不足セル 戸數ノ割合	調査手當ヲ差引キテ 餘剩アル 戸數ノ割合	不足セル 戸數ノ割合
(自作農)					
八ヶ年平均	二六七・八八	七六%	二四%	七三%	二七%
昭和六年	一〇・三四	四五	五五	四三	五七
七年	七一・二三	七〇	三〇	六五	三五
八年	一四四・〇九	七九	二一	七二	二八
九年	一五七・六四	七七	二三	七五	二五
一〇年度	一五九・八七	八〇	二〇	七八	二二
一一年度	一八八・三一	八五	一五	八二	一八
一二年度	三〇一・六四	八七	一三	八二	一八
一三年度	三〇九・九三	八六	一四	八五	一五
(自作兼小作農)					
八ヶ年平均	一四四・三〇	七七	二三	七三	二七
昭和六年	一一・〇一	四九	五一	三四	六六
七年	八六・七六	七三	二七	六七	三三

年次	餘剩金額	餘剩アル 戸數ノ割合	不足セル 戸數ノ割合	調査手當ヲ差引キテ 餘剩アル 戸數ノ割合	不足セル 戸數ノ割合
(小作農)					
八ヶ年平均	八三・六六	七〇	三〇	六三	三七
昭和六年	二二・二三	四八	五二	二八	七二
七年	五一・一九	七〇	三〇	六四	三六
八年	九〇・四〇	七五	二五	六七	三三
九年	五一・四八	五八	四二	四九	五一
一〇年度	五六・四一	六四	三六	五八	四二
一一年度	一〇一・五一	七六	二四	七二	二八
一二年度	一七〇・〇一	八四	一六	七八	二二
一三年度	一六九・六六	八八	一二	八七	一三
八年度	一二五・一四	八三	一七	七九	二一
九年度	七四・五三	六七	三三	六三	三七
一〇年度	一八二・〇九	八四	一六	七九	二一
一一年度	一六一・一四	七九	二一	八九	一一
一二年度	二五二・八五	九〇	一〇	八八	一一
一三年度	二八二・八八	八七	一三	八三	一七

備考 △ハ赤字ヲ示ス。

調査農家ノ中ニハ災害ノ被害農家或ハ臨時の出費ノ多額ヲ農家ハ含ンデキナイ。

第一一表 農家經濟の推移(指數)

年次	總體				
	總收入	物價	購買力	現金收入	現金部分
昭和六年平均	100	100	100	100	100
昭和七年	74	73	101	76	73
昭和八年	78	80	98	76	80
昭和九年	91	94	97	97	80
昭和十年	93	95	98	89	94
昭和十一年	102	96	106	100	96
昭和十二年	110	100	110	112	100
昭和十三年	125	122	122	123	122
昭和十四年	128	139	92	127	139
昭和十六年平均	100	100	100	100	100
昭和十七年	68	73	93	73	73
昭和十七年	76	80	95	75	80

(自作兼小作農)

年次	總收入	物價	購買力	現金收入	現金部分	購買力
昭和八年	86	94	91	93	94	99
昭和九年	90	95	95	90	95	95
昭和十年	102	96	106	102	96	106
昭和十一年	128	100	128	116	100	116
昭和十二年	119	122	98	119	122	89
昭和十三年	131	139	94	132	139	95

(小作農)

年次	總收入	物價	購買力	現金收入	現金部分	購買力
昭和六年平均	100	100	100	100	100	100
昭和七年	70	73	96	73	73	100
昭和八年	81	80	101	80	80	100
昭和九年	89	94	95	97	94	103
昭和十年	93	95	97	89	95	94
昭和十一年	103	96	107	99	96	103
昭和十二年	112	100	112	110	100	110
昭和十三年	130	139	94	132	130	95

備考 物價指數ハ單純デハアルガ商工省調査「全國卸賣物價指數」ノ總平均指數ヨリ取り敢ヘズ作成シタモノデアル。購買力指數ハ物價指數ヲ以テ收入指數ヲ除シタ指數デアル。

三、生産力に關する資料

まへがき

一、本資料は米の反當生産力と農業經營の規模との關係を明にせんために集録せるものである。
二、資料一は近藤康男著、轉換期の農業問題一〇五頁——一〇八頁（原資料、帝國農會昭和十二年度米生産費に關する調査より、資料二は中央農林協議會、事變下農林水産物の動向九頁——一〇頁（原資料、帝國農會昭和十三年度米生産費に關する調査）より引用せるものである。

資料 一

帝國農會の昭和十二年「米生産費に關する調査」により水田經營面積別の農業従業者一人當及反當收量は左の如くであり、即ち現在大多數を占める五反乃至一町稻田經營が二町五反乃至三町になるに従ひ、農業従業者一人當の收量は三倍になり反當收量も二・五%増加して居る。

田ノ經營面積	從業者一人當收量 ^石	反當收量
五 反—一 町	六・三	二、四八一
一 町—一町五反	九・七	二、四五四
一町五反—二 町	一二・八	二、四八五
二 町—二町五反	一五・二	二、四八二

二町五反—三町 一八・二
 二、五四六
 三町以上 二〇・八
 二、五八二

即ち經營規模別に農業従業者、労働日數、肥料費、玄米收量を對比するに、玄米收量にせよ其の價格から肥料費（労働力を除いた最重要な再生産費）を差引いた金額にせよ經營規模が大となるに従つて大となつて居る。それは農業従業者一人當りを計算しても單位労働日當りを計算しても緩急の差こそあれ等しく認められる傾向である。そして單位労働日當りの計算に於ては田の經營面積が二町五反乃至三町の階層に於て右の數字は最大であり之を五反乃至一町の小經營と比較して一九%大である。

田ノ經營面積	調査戸數	調査農家		農業従業者(能力換算)	
		面積	家族數	家族數	年雇計
五反—一町	一七八	七・六〇三	五・九	二・八	二・九
一町—一町五反	二二二	一一・九二七	六・五	三・〇	〇・一
一町五反—二町	一〇六	一六・九一一	七・〇	三・二	〇・一
二町—二町五反	六三	二一・五〇七	七・〇	三・二	〇・三
二町五反—三町	二二	二七・二一四	七・五	三・二	〇・六
三町以上	二二	三七・二二九	八・九	三・一	一・五

田ノ經營面積	玄米收量	同石三〇圓換算	肥料費	玄米價格ヨリ肥料費差引	總労働日數
五反—一町	一八・八	五・六三	八・五	四・七八	一・六三
一町—一町五反	二九・二	八・七二	一四・〇	七・三三	二・三八
一町五反—二町	四一・九	一一・二五三	一七・八	一・〇六六	三・二五
二町—二町五反	五三・二	一・五九三	二七・三	一・三二〇	四・一〇
二町五反—三町	六九・一	二・〇八〇	三六・七	一・七一三	四・九二
三町以上	九六・〇	二・八七五	五〇・八	二・三六七	七・一三

田ノ經營規模	玄米收量	玄米價格ヨリ肥料費差引	單位労働日當リ	玄米收量	玄米價格ヨリ肥料費差引	家族	労働日數
五反—一町	六・五	一・五	二・三	二・四二	一・九	一・九	二・三
一町—一町五反	九・七	一・三	三・〇	二・四八	一・八〇	一・九	二・三
一町五反—二町	三・八	一・元	三・六	二・四八	一・六七	二・五	二・三
二町—二町五反	一五・二	一・三〇	三・三	二・四八	一・五三	三・八	二・三
二町五反—三町	一八・三	一・四一	三・四	二・四八	一・五	三・八	二・三

資料 二

三町以上	二〇八	五五	一三三	三三三	二五八二	六三	二一九	七三	一九二
------	-----	----	-----	-----	------	----	-----	----	-----

更に帝國農會の昭和十三年「米生産費に關する調査」により代表的の米作縣 山形、新潟、千葉、愛知各縣の米生産費調査農家を稻作經營面積別に二乃至三群に分ち比較した結果によるも左の如く山形縣の例外を除き經營面積が大なる程反當收量が大となつて居ることを知る。

調査戸數は各群、山形三戸、新潟四戸、千葉五戸、愛知三戸、兵庫三戸、佐賀三戸である。

府縣別 項目	稻作面積	收 量		生産的支出		勞 賃		勞働日數	
		石	反	圓	反	圓	反	日	反
山形	一	一一・三六七	二・八二四	三〇〇七	二五・四三	二二・三	一一・八七	二二・三	一一・八七
	二	二一・四七三	一・九五三	二四・二八	二二・三九	一六・七四	一六・〇	二九・二	二〇・四
	三	四七・二〇七	二・四五九	二二・二六	一八・四七	二九・一八	二〇・四	一八・八	二一・九
新 潟	一	七・三八二	二・三七六	二四・三二八	二四・三一	一九・六七	一八・八	二二・四	二一・九
	二	一五・三〇六	二・四〇〇	二二・二八	二四・三一	一九・六七	一八・八	二二・四	二一・九
	三	二七・八〇五	二・七八一	二四・三一	二四・三一	一九・六七	一八・八	二二・四	二一・九
千 葉	一	七・二八〇	一・八四八	二一・一三	二一・一三	二五・四〇	二二・四	二二・四	二一・九
	二	一五・〇六四	一・九六四	二二・〇八	二二・〇八	一九・二九	二一・九	二二・四	二一・九

府縣別 項目	稻作面積	收 量		生産的支出		勞 賃		勞働日數	
		石	反	圓	反	圓	反	日	反
愛 知	一	三・九七八	二・三三三	一九・九三	二六・四五	二七・九	二七・九	二七・九	二七・九
	二	一一・八六六	二・四一三	二〇・七一	三〇・九五	一九・八	一九・八	一九・八	一九・八
	三	七・九四二	二・四七七	二四・四三	三二・八九	二二・二	二二・二	二二・二	二二・二
兵 庫	一	一八・〇六九	二・五二一	二六・二四	二七・六六	一七・八	一七・八	一七・八	一七・八
	二	一一・六三八	二・五四三	二一・五四	二二・一〇	一五・二	一五・二	一五・二	一五・二
	三	二一・六〇〇	三・一〇〇	二九・二三	二八・五七	一四・四	一四・四	一四・四	一四・四


府縣別 項目	稻作面積	收 量		生産的支出		勞 賃		勞働日數	
		石	反	圓	反	圓	反	日	反
新 潟	一	六・一六三	二・五八七	二二・六三	三二・〇七	二五・八	二五・八	二五・八	二五・八
	二	二四・三八三	二・八五五	二六・六七	二〇・六九	一九・一	一九・一	一九・一	一九・一
	三	一〇・六六七	一・八七三	二四・三八	二五・三四	二三・二	二三・二	二三・二	二三・二
千 葉	一	二一・六六七	一・九七三	二六・三八	二〇・三四	一九・三	一九・三	一九・三	一九・三
	二	一〇・〇〇〇	二・六五〇	二二・九八	二八・〇五	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	三	一九・五六六	二・九六六	二八・三二	三〇・七九	一四・〇	一四・〇	一四・〇	一四・〇

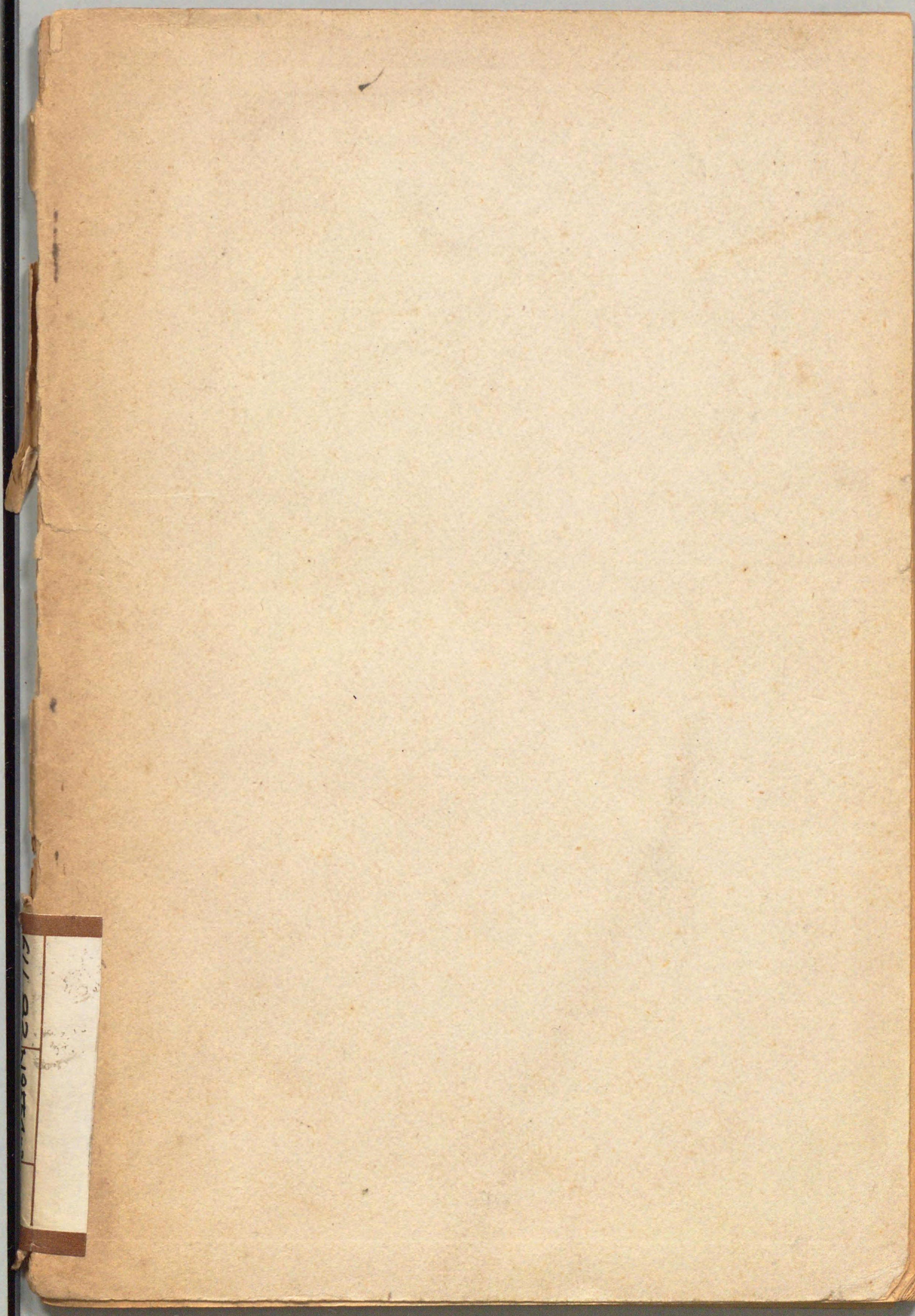
昭和十五年十二月十五日 印刷
昭和十五年十二月十九日 發行

發行者 帝國農會

印刷者 友部浩幸
芝區新橋三丁目二〇番地

印刷所 株式會社 更生社
芝區新橋三丁目二〇番地





611 231075